

## 令和4年度「子育て支援グループ応援事業」の 実施について

丹後広域振興局では、丹後地域における子育て環境の充実など子育て環境日本一の取組を推進しております。

その取組の一環として、新たに子育て支援活動をスタート若しくは活動内容の充実を図る団体へ、丹後広域振興局が伴走支援を行います。

地域における子ども・子育てにやさしい風土づくりのため子育て支援活動取組のスタート等を検討されている方は、随時相談を受け付けておりますので、是非相談ください。

### 1 募集概要（詳細については別添参照）

#### （1）対象団体

- ・丹後地域で子育て支援に関する事業を新規に実施しようとする団体
- ・丹後地域で子育て支援活動内容の充実を図ろうとする子育て支援団体

#### （2）応募方法

京都府 HP ([https://www.pref.kyoto.jp/tango/ki-kikaku/documents/kosodate\\_bansosien.html](https://www.pref.kyoto.jp/tango/ki-kikaku/documents/kosodate_bansosien.html)) から事前相談シートをダウンロードし、必要事項を御記入の上、丹後保健所まで御連絡ください。

#### （3）期間

令和4年度内随時受付

### 2 伴走支援メニュー

#### （1）【専門家への相談事業】

子育て支援活動の先進的な取組の実践者からの相談、助言

#### （2）【子育て支援チャレンジ事業】

事業の試行実施

振興局においてヒアリングを行い、必要と認められる経費について1件当たり10万円を上限として、丹後広域振興局が負担

※（1）・（2）の併用可

#### 【本報道発表に関するお問合せ】

丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課

電話 0772-62-4300

丹後保健所

電話 0772-62-0361



# 令和4年度 子育て支援グループ応援事業 募集要項

京都府丹後広域振興局（以下「振興局」）では、丹後地域における子育て環境の充実に向けた支援など子育て環境日本一の取組を推進しております。

その取組の一環として、新たに子育て支援活動をスタート若しくは活動内容の充実を図る団体に対し、運営に係る課題解決に向けた専門家の派遣や事業の実施支援など、伴走支援を行います。

事業の実施に当たっては、団体と振興局との共同事業として取り組み、丹後広域振興局が事業経費を負担します。

丹後地域における子ども・子育てにやさしい風土づくりのため子育て支援活動のスタート等を検討されている団体は、随時相談を受け付けておりますので、是非相談ください。

## 事業実施までの流れ（予定）

### 事前相談

子育て支援活動に関する団体運営上の課題（悩み）や実施予定の取組について事前相談

◆相談先：丹後保健所 [TEL:0772-62-0361](tel:0772-62-0361)（別紙 事前相談シートを提出）

### 支援内容の決定

相談内容に応じて、振興局内で伴走支援の内容を調整・決定

◆支援メニュー ①専門家への相談事業 ②子育て支援実践チャレンジ事業（事業の試行）

#### ①専門家への相談事業

##### 専門家への相談

子育て支援活動の先進的な取組の実践者からの相談、助言等を実施

（担当：丹後保健所）

#### ②子育て支援チャレンジ事業

##### 事業計画の作成

事業実施に向けた実施計画書を提出  
※実施計画書は、振興局と調整し作成

（担当：企画・連携推進課）

##### 助言を参考にした団体運営

相談後も振興局は継続して支援を実施

##### 事業実施

振興局との共同による事業実施

## ◆対象団体

- ・丹後地域で子育て支援に関する事業を新規に実施しようとする団体
  - ・丹後地域で子育て支援活動内容の充実を図ろうとする子育て支援団体
- ※団体・・・3人以上で構成されていること

## ◆伴走支援メニュー

### ①専門家への相談事業

例：子育て支援活動の運営に係る専門家等への相談

### ②子育て支援チャレンジ事業（事業の試行実施）

例：子育てサロン、育児セミナー など実施 等

## ◆事業要件

主体性	申請団体が主体となり、関係者調整や事業運営を行うものであること
目的性	今後の団体の運営に係る課題を解決するための専門家等への相談や試行的に実施する事業で、今後の継続的な事業展開に資するものであること
発展性	事業の成果を活かし、次の段階として実施する事業や取組等が見込まれること

## ◆子育て支援団体等との交流会への参加について

振興局では、丹後管内の子育て支援団体や地域活性化団体など様々な団体との交流会を開催して、団体間の関係構築による新たな取組を促進しております。

別途案内しますので、今後の活動の充実のため、積極的な参加をお願いします。

## ◆その他

新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、事業内容の変更や中止とさせていただく場合がありますのであらかじめご承知おきください。

また、以下に該当することが明らかになった場合は、支援を取り消します。

- ・特定の政治、宗教、思想等の普及を目的として活動する個人又は団体
- ・特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、指示し、又は反対することを目的として活動する個人又は団体
- ・暴力団の統制下にある個人又は団体
- ・暴力団員を構成員に含む団体
- ・府税を滞納している者

## ① 専門家への相談事業について

### ○経費について

専門家の派遣に要する経費は**不要**です。

※相談を受けられる団体員の交通費等は自己負担となります。

### ○相談の実施について

事前相談シートの内容に基づき、まずは丹後保健所が専門家へ相談内容の提供を行い、相談日や相談方法（電話、メール、対面等）を調整します。

## ② 子育て支援チャレンジ事業について

### ○対象事業

これからスタートする予定の子育て支援活動の試行を申請団体及び振興局が共同で実施する事業で、事業要件（主体性・目的性・発展性）を全て満たすものを支援します。

要件に該当するか否かについては、振興局 企画・連携推進課（TEL:0772-62-4300）との事前相談の上での判断となります。

### ○対象外事業

要件を全て満たしている場合でも、以下に該当する事業は対象外となります。

- 府や市町からの補助金等により実施している事業及びその関連事業
- その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された事業

### ○実施経費について

事業1件につき以下対象外経費を除き原則として最大10万円を上限として振興局が経費を負担します。

※**対象外経費**（原則）

- ・個人給付に該当する又は類するもの（記念品、高額な景品等）
- ・食糧費に該当するもの
- ・団体及び不特定多数の事業参加者に対する謝金、交通費等
- ・団体の家賃、事務機器のリース料、所有物の修繕料などのランニングコスト
- ・その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された経費

### ○事業期間

2～3カ月程度で、令和4年度内に完了すること。

## ○実施計画書の作成

事業の実施に向け振興局企画・連携推進課と調整の上、実施計画書を作成いただきます。

※実施計画書の様式は、支援決定後配布（原則として事業開始日の2カ月前までに振興局に提出）

## ○事業の実施について

- ・事業については、申請団体と振興局の共同事業として実施しますので、振興局の担当者と適宜協議の上、進めることとなります。
- ・事業に要する経費については、振興局が発注し、受注先に直接お支払いしますので、物品の購入等が必要な場合は必ず振興局企画・連携推進課にご連絡ください。  
（提案者による立替払いは、原則、認められません。）
- ・事業協力者に対する謝金や交通費等、京都府の支給基準に基づきお支払いするものがありますので、詳細は担当者にご確認ください。
- ・複数の事業者からの見積書比較が必要となる場合がありますので、事業を実施される際は、余裕を持った計画をお願いします。

子育て支援グループ応援事業 事前相談シート

令和 年 月 日

団体名	【団体名／代表者名】  【担当部署名／担当者名】  【メールアドレス】
活動（予定）内容	
相談内容	【事業実施や団体運営などの課題について記載】
希望の伴走支援	①専門家への相談事業 ・ ②子育てチャレンジ事業

【振興局記載】

伴走支援内容	①専門家への相談 相談日： 対応者：
	②子育て支援チャレンジ事業 事業内容：  ※別途、事業計画書提出
	③その他 対応内容：